

第 2 部 施 策

第 1 章 道路交通環境の整備

第 2 章 交通安全意識の啓発

第 3 章 道路交通秩序の維持

第 4 章 安全運転と車両の安全確保

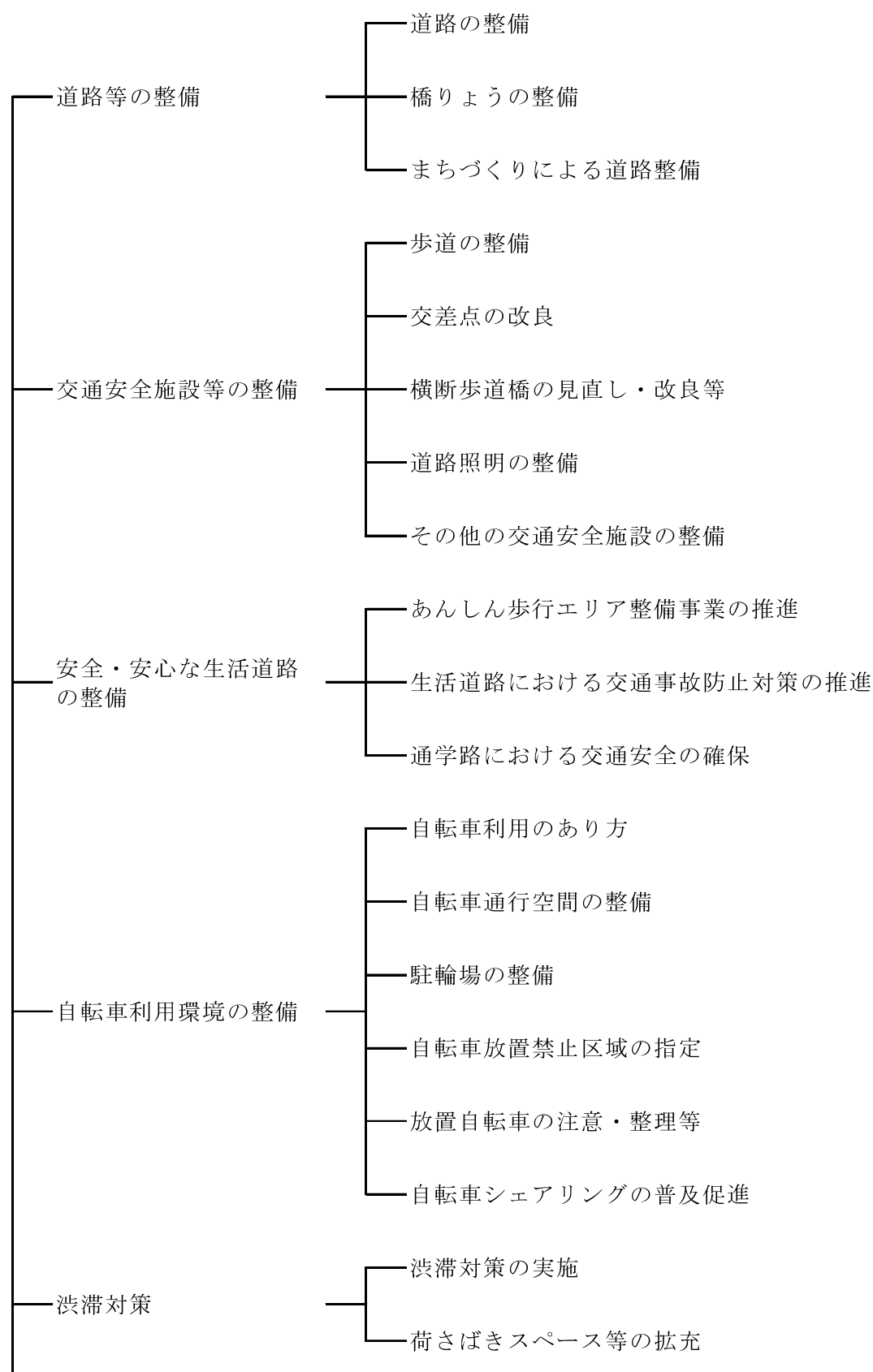
第 5 章 救助・救急体制の整備

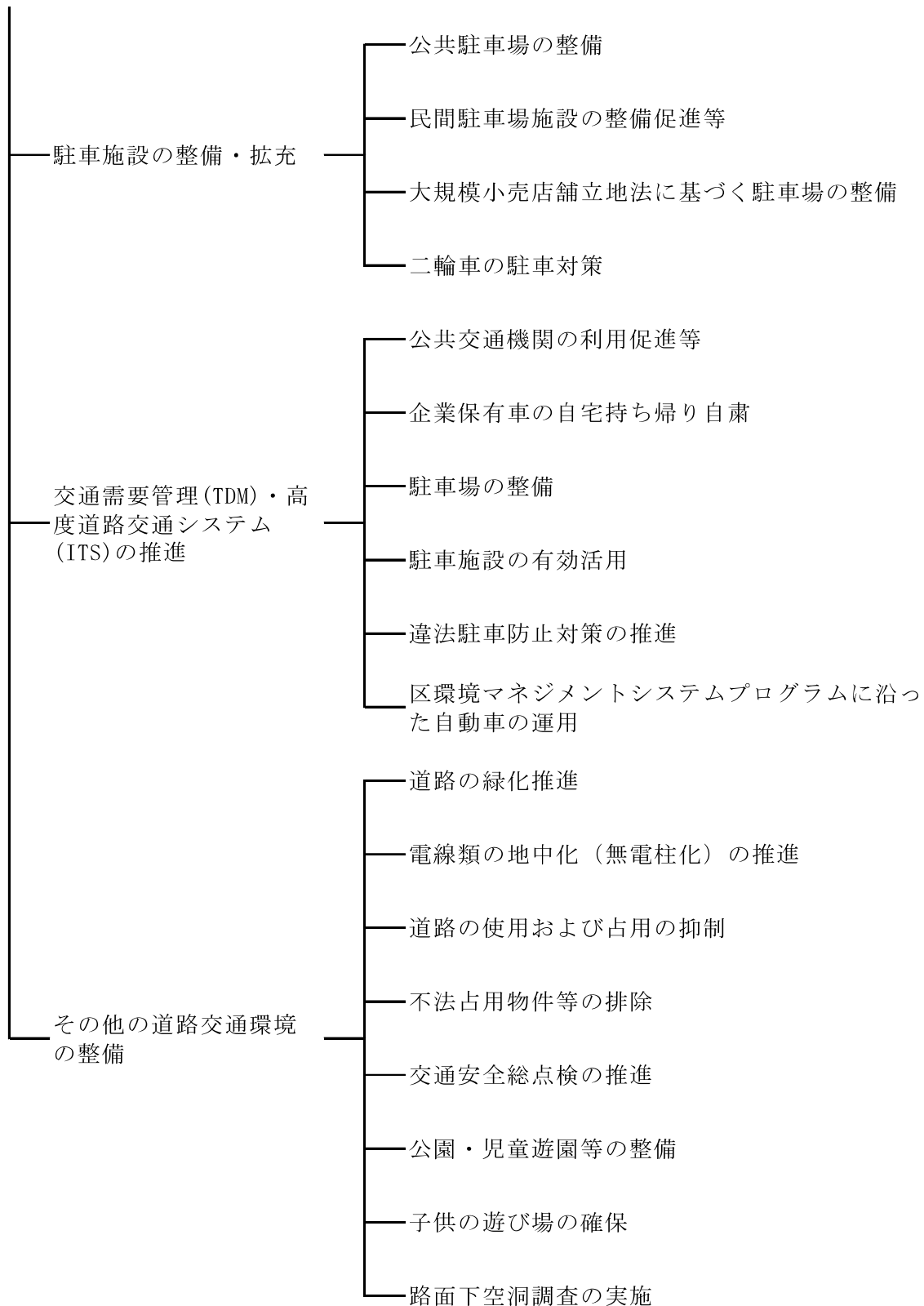
第 6 章 被害者の支援

第 7 章 災害に備えた道路交通環境の整備等

第1章 道路交通環境の整備

(施策の体系)





第1章 道路交通環境の整備

1 基本的な考え方

都市の道路は、人や車の通行のために利用される交通機能だけでなく、電気・通信・ガス・上下水道など日常生活に不可欠な各種ライフラインを収容する機能、防災や良好な環境を確保する空間としての機能など多目的に利用されています。

区内の道路は、23区の中でも道路率や都市計画道路完成率が極めて高く、また公道の舗装率も100%に達し、都市機能を支える重要な基盤となっています。その反面、車社会の進展やこれに伴う通過交通の増加などは、交通事故、交通渋滞、自動車公害、駐車場不足などの問題となっているほか、生活道路への自動車の流入による交通災害の危険性が増大するなど、区民生活に深刻な影響をおよぼしています。

このような道路交通環境を背景に、これまで10次にわたる交通安全計画では、歩行者保護を主体とした総合的な道路・交通安全施設等の整備を中心に各種施策を実施してきました。本計画においては、東京2020大会後のまちづくりや人口増加などを見据え、外国人や高齢者、障害者など、誰もが安全で安心して移動できる道路環境を整備するため、道路交通情勢の変化に的確に対応した道路・交通安全施設等の設置を進めるほか、道路利用の適正化、駐車・駐輪施設の整備・拡充などの諸施策を推進していきます。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年6月21日法律第91号）および「中央区道における移動等円滑化の基準に関する条例」（平成25年3月29日条例第26号）に基づき、駅・公共施設・福祉施設の周辺地区等を中心とした道路・施設等の整備など、バリアフリーのまちづくりを積極的に進めます。

2 道路等の整備

(1) 道路の整備

ア 主要幹線道路の整備

都心機能と区民生活の根幹を支える道路交通のより一層の円滑化を図るため、都市計画道路を中心とした主要幹線道路の新設を推進するとともに、既存道路の拡幅等による、安全で快適に通行できる道路の整備を進めます。

（都建設局・都都市整備局）

事業内容	施行区分	施 行 区 間	延長	実施計画
○環状第2号線の整備	都	晴海五丁目～銀座八丁目	約1,600m	～令和6年度

イ 街路環境(シンボルロード)の整備

広幅員の道路を単に交通の空間としてのみならず、歴史や文化等の地域の強みや特徴をいかした都心の顔にふさわしい空間として整備し、地域の魅力を高めます。

(区環境土木部)

事業内容	施行区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
○街路環境 (シンボルロード) の整備	区	工事 江戸桜通り ほか	工事 江戸桜通り ほか	工事	工事 金座通りほか 晴海一丁目	工事 金座通りほか
	区 (再開発事業者)	晴海五丁目	晴海五丁目	晴海五丁目	——	晴海五丁目

【現況】 (令和2年度末)

区 完成路線：7路線（鍛冶橋通り・人形町通り・明石町・中央市場通り・八重洲通り・清杉通り・清洲橋通り）

継続路線：10路線（金座通りほか・小網町・清澄通り・晴海3～5丁目、江戸桜通りほか、晴海一丁目、晴海五丁目※）

※晴海五丁目は4路線

ウ 環境にやさしい舗装技術の導入

道路交通による騒音の抑制や視認性の向上等の交通環境にやさしい道路整備を行うとともに、ヒートアイランド現象の緩和に効果がある遮熱性舗装を推進します。

(区環境土木部)

事業内容	施行区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
○環境に やさしい 舗装技術の導 入	区	低騒音舗装 1,800㎡	低騒音舗装 1,700㎡	低騒音舗装 1,800㎡	低騒音舗装 6,900㎡	低騒音舗装 3,200㎡
	区	遮熱性舗装	遮熱性舗装	遮熱性舗装	遮熱性舗装	遮熱性舗装

第1章 道路交通環境の整備

		1,500㎡	1,400㎡	1,300㎡	1,400㎡	5,200㎡
--	--	--------	--------	--------	--------	--------

【現況】（令和2年度末） 低騒音舗装 93,598㎡ 遮熱性舗装 83,376㎡

エ にぎわいのある道路の整備

交通事故を防止する環境を整えるとともに、商業のまち中央区にふさわしい活気やにぎわいに満ちた道路空間の形成を図り、商業・観光振興に資する道路整備を行います。

（区環境土木部）

事業内容	施行区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
○にぎわいのある道路の整備	区	720㎡ 馬喰町	820㎡ 銀座	1,600㎡ 銀座	900㎡ 銀座	900㎡ 銀座

【現況】（令和2年度末） 22,121㎡

(2) 橋りょうの整備

ア 橋りょうの新設

歩道の混雑緩和や歩行空間のネットワーク化を図り、安全で円滑な交通を確保するため、再開発の機会等を捉えながら橋りょうを整備します。

（都建設局・区環境土木部）

事業内容	施行区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
○橋りょうの新設	区 (再開発事業者)	工事 朝潮運河歩行者専用橋 (勝どき四丁目～晴海三丁目)	工事 朝潮運河歩行者専用橋 (勝どき四丁目～晴海三丁目)	完成 朝潮運河歩行者専用橋 (勝どき四丁目～晴海三丁目)	——	——

イ 橋りょうの長寿命化

本区の橋りょうは、現在約7割が建設後50年以上経過しており、今後ますます老朽化が進んでいくことから、「中央区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき

計画的な修繕、架替えを実施していきます。

(区環境土木部)

(3) まちづくりによる道路整備

木造建築が密集した既成市街地や臨海部等において、市街地再開発事業をはじめ様々な手法によるまちづくりを推進し、道路、公園などの都市基盤を一体的に整備することにより、地域の生活環境と交通環境を改善していきます。

(区都市整備部)

事業内容	施工区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
○市街地再開発事業	市街地再開発組合	——	1地区	——	——	3地区

3 交通安全施設等の整備

(1) 歩道の整備

障害者や高齢者など誰もが、安全で快適に移動できるよう、歩道の拡幅や段差解消等を行い、道路空間のバリアフリー化を推進します。

(東京国道事務所・都建設局・区環境土木部)

事業内容	施行区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
○歩道拡幅	区	160m	495m	250m	585m	200m

【現況】(令和2年度末) 歩道新設1,082m 歩道拡幅：10,467m

(2) 交差点の改良

交差点は、交通事故が多く発生する場所(令和2年の区内交通事故の55.9%が交差点およびその付近)であり、その形状の良否が歩行者および車両の通行の安全と円滑化を確保するうえで重要な要素となっています。

このため、見通しを良くするための改良をはじめ、隅切り改良・歩行者や車両の注意を喚起するための交差点表示、滑り止め舗装、道路反射鏡、交差点街路照明などの安全施設の設置など、交差点の状況にあわせて改良を行います。

また、二輪車の安全な交差点通行を確保するため、幹線・準幹線道路等の二輪車交通事故が多い交差点においては交通管理者との協議に基づき、交差点

流入部の右折車線と直進車線の間にゼブラ導流帯を設置するなどの改良を進めます。

(警察署・都建設局・区環境土木部)

(3) 横断歩道橋の見直し・改良等

既存歩道橋については、高齢者や障害者等の利用者に配慮し、周辺の交通や利用状況に応じて、平面歩行の横断歩道化など、利用しやすい環境整備に向けて検討を進めます。

(都建設局・区環境土木部)

(4) 道路照明の整備

ア 道路照明の整備

道路照明の整備を効果的に行うため、道路の交通量や周辺の環境に応じて平均路面輝度とその均斉度（明るさのばらつき）を設定し、各々の数値を満たすよう整備に努めます。

(東京国道事務所・都建設局・区環境土木部)

イ 防犯灯整備助成の推進

私道の安全性と快適性を確保するため、助成制度の利用促進により防犯灯の整備を進めます。

(区環境土木部)

(5) その他の交通安全施設の整備

ア 防護柵等の整備

歩行者の横断歩道以外の場所での車道横断の抑制と、車両の路外等への逸脱防止を図ることにより、歩行者の安全を確保するとともに、乗員の傷害や車両の損傷を最小限にとどめるため、防護柵の整備に努めます。

(東京国道事務所・都建設局・区環境土木部)

イ 中央分離帯の整備

車両の対向車線への逸脱および多車線道路での対向車線の誤認を防止するとともに、特に夜間等、歩行者の道路横断による交通死亡事故等の抑止のため、中央分離帯や横断抑止柵の設置を進めます。

(東京国道事務所・都建設局・区環境土木部)

ウ 区画線等の整備

道路交通の安全と円滑を図るため、区画線・車道外側線・交差点表示など視認効果の高い塗装による路面表示の整備を進めます。

(東京国道事務所・都建設局・区環境土木部)

エ 道路標識等の整備

一般ドライバーや歩行者にとって見やすく、分かりやすい道路標識等を整備するため、道路交通の規模・環境等に応じて標識の整理統合・超高輝度化・街路灯等への共架等を推進します。また、表示文字の拡大、英語併記等により、高齢者や外国人なども分かりやすい道路標識の整備を進めます。

さらに、児童・生徒の通学時等における安全を確保するため、通学路標識等の整備を進めます。

(警察署・都建設局・区環境土木部)

オ 信号機・横断歩道の整備

高齢者・子供等が当事者となる交通事故を防止するため、周辺の交通事情、隣接する信号機、横断歩道の設置間隔等を総合的に勘案し、整備します。

(警察署)

4 安全・安心な生活道路の整備

(1) あんしん歩行エリア整備事業の推進

指定地区（日本橋・月島地区）において、歩行者および自転車利用者の安全確保を図るため、警察署と区が連携し総合的な事故防止対策を推進します。

幹線道路における交通の円滑化や生活道路への通過交通を抑制します。

さらに、歩道の新設・拡幅や段差解消、電線の共同溝などの整備を行います。

(警察署・区環境土木部)

(2) 生活道路における交通事故防止対策の推進

生活道路での歩行者や自転車利用者を当事者とする交通事故を防止するため、最高速度30km/hの区域規制等を前提としたゾーン30の整備をはじめ道路利用者の視点に立って標識の超高輝度化や内照式大型標識の整備、路側帯の広幅員化、視認性の高い道路標示など、各種交通対策を推進します。

(警察署・区環境土木部)

(3) 通学路等における交通安全の確保

通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、道路実態に応じ、警察署、区環境土木部、区教育委員会、区福祉保健部、学校、保育所等が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

(警察署・区環境土木部・区教育委員会・区福祉保健部)

5 自転車利用環境の整備

(1) 自転車利用のあり方

本区においては、急激な人口の増加や移動手段としての自転車利用の高まりなどにより顕著になってきた自転車の問題に対応するため、平成24年6月に策定した「中央区自転車利用のあり方」に基づき、走行空間の確保、駐輪対策の充実、共同利用の促進、安全な利用の促進を図っていきます。

(区環境土木部)

(2) 自転車通行空間の整備

歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、自転車歩行者道（構造的分離、視覚的分離）や自転車ナビマーク・ナビラインなど、地域の道路事情に応じた整備手法により自転車通行空間の整備を進めます。

(東京国道事務所・都建設局・区環境土木部)

(3) 駐輪場の整備

「中央区まちづくり基本条例」に基づき、大規模開発等の機会を捉え、開発業者に駐輪場整備を要請するとともに、広幅員の歩道に民設民営駐輪場を設置するなど、駐輪場の整備を促進します。

(区環境土木部・区都市整備部)

(4) 自転車放置禁止区域の指定

駐輪場の利用を促進するとともに、放置自転車を減少させるため、駐輪場の整備にあわせて駅周辺地域を自転車放置禁止区域に指定し、即日撤去等による放置自転車対策を実施しています。

(区環境土木部)

【現況】(令和3年6月)東京駅、新富町駅、築地駅、築地市場駅、八丁堀駅、人形町駅、浜町駅、月島駅、勝どき駅

(5) 放置自転車の注意・整理等

自転車放置禁止区域以外については、注意・警告の後、一定の期間放置されている自転車を撤去するとともに、放置自転車が多い駅周辺においては、歩道の安全確保のため、自転車の整理整頓を行っています。

(区環境土木部)

【現況】(令和3年6月)京橋駅、宝町駅、銀座一丁目駅、銀座駅、東銀座駅、新富町駅、築地駅、築地市場駅、八丁堀駅、小伝馬町駅、人形町駅、水天宮前駅、東日本橋駅、馬喰横山駅、浜町駅、日本橋駅、茅場町、月島駅、勝どき駅

(6) 自転車シェアリングの普及促進

「新しい日常」への変化、環境問題や健康増進指向等から自転車に対するニーズが高まっており、駐輪場の確保や安全な走行空間の確保など都市化が進む本区が抱える課題も多数あります。このため、路上駐輪場などの整備を進めるとともに、一台の自転車を共有することにより、放置自転車対策にもなることから、コミュニティサイクルの推進や集合住宅・事業所等におけるサイクルシェアの導入を促進します。

(区環境土木部)

6 渋滞対策

交通渋滞は、円滑な道路交通を妨げ、時間的・経済的損失を与えるばかりでなく、大気汚染の一因ともなっています。このため各機関の連携のもと、ITS技術等も導入し、計画的な渋滞対策を実施します。

(1) 渋滞対策の実施

交差点付近の違法駐車排除、ITSを活用した交通流円滑化、広報媒体を活用した普及啓発の実施等の渋滞対策を強化していきます。

(警察署)

(2) 荷さばきスペース等の拡充

国や東京都と連携して、貨物車等が荷さばきできるパーキング・メーターの設置などを推進します。また、荷さばきのできる時間貸駐車（コインパ

ーキング) の設置など、民間と連携してスペースを拡充し、地区内での物流の効率化や渋滞の解消に努めます。

(警察署・区環境土木部)

7 駐車施設の整備・拡充

(1) 公共駐車場の整備

違法な路上駐車は、交通渋滞のみならず交通事故の原因やまちの景観を悪化させるなどの問題を引き起こしていることから、「中央区まちづくり基本条例」に基づき、民間事業者による大規模再開発等の機会を捉えて、地域の需要に応じた駐車場の整備を要請していきます。

(区環境土木部・区都市整備部)

(2) 民間駐車場施設の整備促進等

「東京都駐車場条例」による建物への駐車施設の附置義務の徹底を図るとともに、銀座地区および東京駅前地区特性を考慮した独自の駐車場ルールを定めています。今後も地域特性に応じた多様な駐車場対策を総合的に推進します。

(区環境土木部・区都市整備部)

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく駐車場の整備

大規模小売店舗設置者は、法に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」により、必要駐車台数や自転車等の駐輪台数を確保することが定められていることから、設置者に働きかけ、同指針に基づいて必要な駐車施設等の整備を指導します。

(警察署・区区民部)

(4) 二輪車の駐車対策

二輪車の駐車も、通行妨害や都市景観の悪化等を招いており、二輪車の駐車場需要は、一段と高まっていることから、「中央区まちづくり基本条例」に基づき、民間事業者による大規模再開発等の機会を捉えて二輪車駐車場整備を要請しています。

また、東京都道路整備保全公社による二輪車駐車場整備助成制度の周知に努めるとともに、東京都・駐車場事業者や自動二輪車メーカー等と連携し、二輪車の駐車対策に取り組んでいきます。

(警察署・区環境土木部・区都市整備部)

8 交通需要管理（TDM）・高度道路交通システム（ITS）の推進

道路交通の混雑を緩和し、交通の円滑化を図るためには、自動車の効率的利用や公共交通への利用転換を促進するとともに、交通総量の抑制や集中の平準化など「交通需要の調整」を図ることが重要です。東京都の「TDM（交通需要マネジメント）東京行動プラン」を踏まえるとともに、最先端の情報通信技術により、人と道路と車両との間で情報をやりとりし、事故抑止や渋滞の軽減を図るITS技術の活用などにより、安全で環境にやさしい交通社会の実現に向けて、中央区の特性に即して、次のような取組を推進します。

(1) 公共交通機関の利用促進等

ア 鉄道の利用促進等

交通弱者の移動支援等の都市交通の解決や自動車総量の抑制を図るために交通政策審議会答申第198号に位置付けられた「都心部・臨海地域地下鉄構想」の事業化に向けて関係機関に働きかけていきます。

また、バリアフリー経路の確保については、鉄道事業者の積極的な取組みにより、令和3年8月現在、区内28駅中26駅でホームから地上までのエレベーター設置が実施されています。

今後も引き続き、エレベーターの整備を鉄道事業者に働きかけます。

（区環境土木部）

イ バスの利用促進

平成21年12月から運行を開始した江戸バスについては、実態調査の結果や区民の要望を踏まえ、運行ルートの改善を検討するとともに、利用の促進を図っていきます。

また、地域の状況に応じて都営バス路線の充実等について関係機関に要請するとともに、乗客の利便性と安全で円滑な運行を図るため、バス優先レーンおよび専用レーンの増設、さらにはフルフラットバスやバスロケーションシステム（※）の拡充などを関係機関に働きかけます。

（区環境土木部）

※ バスロケーションシステム — バス接近表示や目的地までの所要時間をバス停に表示するシステム

ウ 都心と臨海副都心とを結ぶBRT

東京都臨海地域における交通需要の増加に速やかに対応し、地域の発展を支える新しい公共交通機関として、都心と臨海地域とを結ぶ東京BRTが、

令和2年10月からプレ運行を開始しています。

また、本格運行は、環状第2号線本線トンネル開通後の令和4年度以降を予定しており、さらに検討路線である東京駅ルートについても着実に運行できるように、関係機関に働きかけます。

(都都市整備局・区環境土木部)

※ BRTー「Bus Rapid Transit」の略であり、連節バス、ICカードシームレス、道路改良により、路面電車と比較して遜色のない輸送力と機能を有し、かつ、柔軟性を備えたバスをベースとした都市交通システムのこと。

(2) 企業保有車の自宅持ち帰り自粛

企業保有車の自宅持ち帰りは、交通渋滞に拍車をかけるだけでなく、路上駐車の原因にもなっていることから、車両保有事業者および区民に対して、通勤等による企業保有車の持ち帰りの自粛を強く呼びかけ、交通量の削減と交通渋滞の緩和を図ります。

(警察署・区環境土木部)

(3) 駐車場の整備

公共および民間駐車場の整備

第2部 第1章 7「駐車施設の整備・拡充」に別掲

(4) 駐車施設の有効活用

ア パーキング・メーター等の利用向上

パーキング・メーターやパーキング・チケットの利用効率を向上させるため、利用状況を検証し、必要に応じて移設等の措置を行っていきます。また、地域住民の要望や駐車需要等を考慮しながら、新設又は廃止についても検討します。

(警察署)

イ 満空情報発信端末の整備

商業・業務地区において、車両を駐車場へスムーズに案内するため、近隣の駐車場の満空情報等をインターネットを利用し、カーナビゲーション、携帯電話等に表示する「駐車場案内システム」について、民間駐車場への導入を促進します。

(区環境土木部)

(5) 違法駐車防止対策の推進

ア 駐車対策法制の適正な運用

平成18年6月1日に施行された駐車対策法制の適正な運用により、良好な駐車秩序の確立に努めます。

(警察署)

イ 中央区違法駐車等の防止に関する条例の運用

駐車対策法制の運用と連携しながら、条例の趣旨を普及・徹底させるため、違法駐車等防止重点地域（銀座地区）において、指導・助言や広報・啓発活動を行います。

(区環境土木部)

(6) 区環境マネジメントシステムプログラムに沿った自動車の運用

TDMの重要課題の一つに、交通対策の面から取り組むべき環境負荷の低減があります。

区は、環境マネジメントシステムに基づき、二酸化炭素の排出抑制や大気汚染の防止を図るため、庁有車の使用抑制に取り組むとともに、低公害車・燃費基準達成車の使用、アイドリングストップ等を推進していきます。

(区環境土木部)

9 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路の緑化推進

街路樹は道路利用者に快適な空間を提供するとともに、大気浄化やヒートアイランド現象を緩和する風の道づくりなど多くの効用をもつことから、街路事業にあわせた街路樹や植樹帯の整備を積極的に進めます。

一方、交差点周辺や中央分離帯の端部などにおける枝葉の繁茂による交通事故を防止するため、剪定・刈込等適正な管理を実施します。

(都建設局・区環境土木部)

(2) 電線類の地中化（無電柱化）の推進

安全で円滑な道路交通の確保や都市防災機能の強化、都市景観の向上のため、電線共同溝等により電線類の地中化を進めます。

(都建設局・区環境土木部)

事業内容	施行区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
○電線共同溝 の整備	区	1カ所	3カ所	2カ所	3カ所	1カ所

(3) 道路の使用および占用の抑制

道路上の工事および作業のための道路の使用および占有については、道路交通の安全と円滑を確保するため、必要な工事以外は抑止する方針のもと適正な許可を行うとともに、現場パトロール等を通じて、許可条件の遵守、保安施設の整備等の指導を強化します。

また、道路の無秩序な掘り返し工事等による事故や交通渋滞等を未然に防止するため、施工時期の調整と施工方法等の十分な協議を行い、共同施工を促進するなど工事の効率化を図り、抑制の平準化に取り組みます。

特に渋滞等が見込まれる工事などについては、予告看板等による事前の情報提供や施工時の分かりやすい迂回路説明の徹底など、道路利用者の視点に基づいた現場の工事改善を行います。

(東京国道事務所・都建設局・区環境土木部)

(4) 不法占有物件等の排除

歩道上に許可なく置かれている商品・広告物等は、歩行空間の確保や交通事故の防止等において著しい支障となっているため、常時パトロール調査を実施し、是正指導や排除を行います。

(警察署・東京国道事務所・都建設局・区環境土木部)

(5) 交通安全総点検の推進

交通安全活動への参加意欲を醸成するとともに、誰もが安心して利用できる道路交通環境づくりを図るため、地域住民や道路利用者が主体となって実施する、道路交通環境の点検を推進します。

(警察署・都建設局・区環境土木部)

(6) 公園・児童遊園等の整備

ア 公園・児童遊園等の整備

道路上での遊びや道路への飛出しなどが、子供の交通事故の一因となっています。特に、自然や広場に恵まれない中央区においては、子供の安全な遊び場を確保していくことは重要です。人々にやすらぎを与える憩いの場として

だけでなく、都心における安全な子供の遊び場として、公園・児童遊園の整備を進めます。

(区環境土木部)

事業内容	施行区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
○公園の新設	区	—	—	—	—	—
○公園の拡張	区	—	約1,350㎡ 朝潮運河 親水公園	約2,400㎡ 朝潮運河 親水公園	約3,050㎡ 朝潮運河 親水公園	約2,350㎡ 朝潮運河 親水公園
○公園の改修	区	1公園	1公園	1公園	1公園	1公園
○児童遊園の改修	区	—	—	1児童遊園	1児童遊園	1児童遊園

【現況】(令和2年度末) 公園：58公園 337,968.46㎡、児童遊園：33児童遊園 11,855.97㎡

イ 緑道の整備

人々が安全・安心・快適に利用できるよう、河川や運河沿いの通路等をうるおいある緑道に整備します。

(区環境土木部)

(7) 子供の遊び場の確保

子供の安全な遊び場として、小学校の校庭を原則として日曜日・休日等(春・夏・冬季休業日を除く。)に開放します。

また、警察や青少年対策地区委員会、地元住民の理解と協力を得て、曜日や時間を決めて車両通行止めにし、道路開放を実施します。

(区区民部・区教育委員会)

(8) 路面下空洞調査の実施

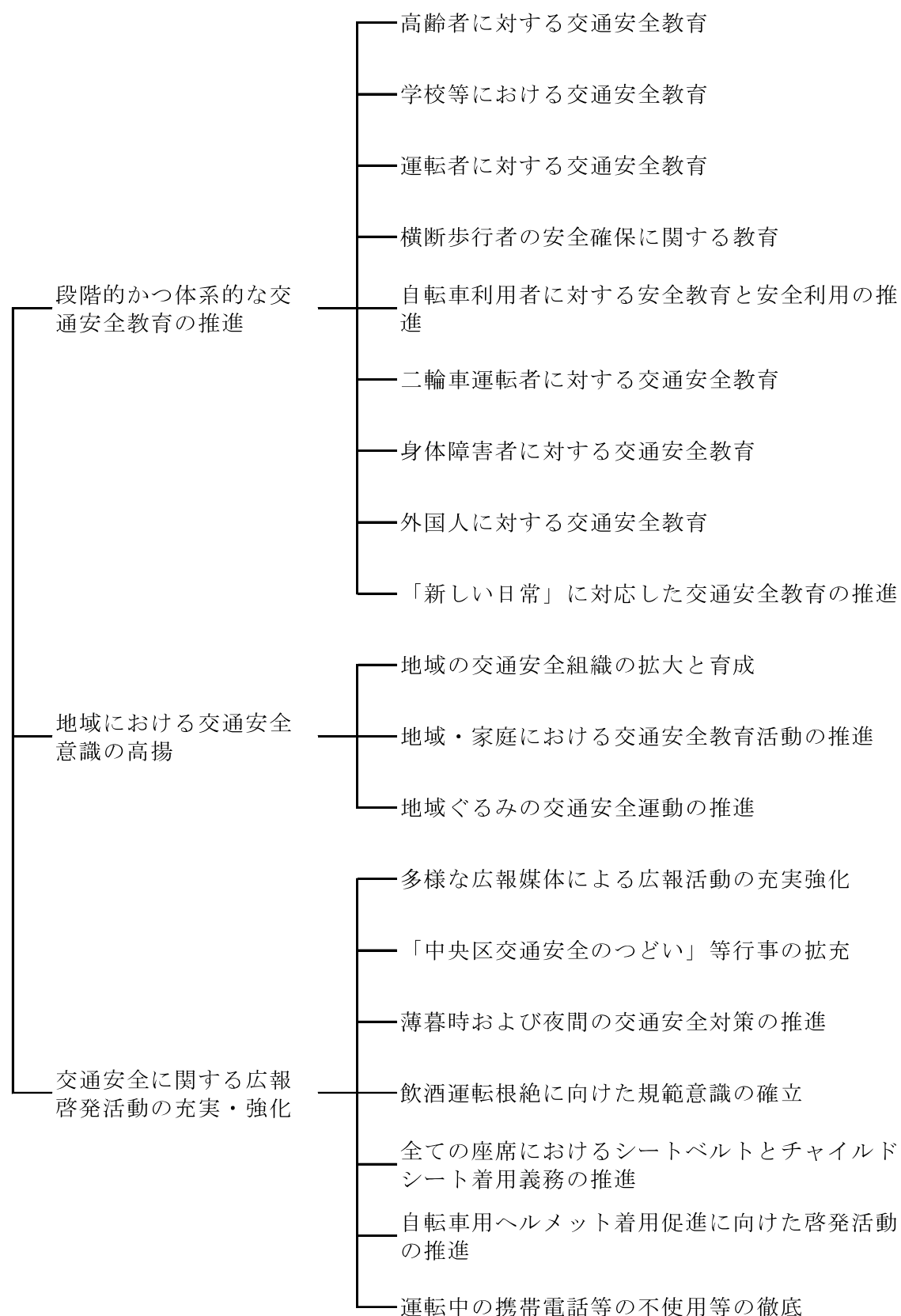
事故の原因となる道路陥没を未然に防止するため、災害時における避難経路などを中心とした車道および歩行者の多い歩道などを対象に路面探査車により、路面下の空洞を調査します。

(区環境土木部)

事業内容	施行区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
○路面下空洞調査	区	24,000m	24,000m	24,000m	24,000m	24,000m

第2章 交通安全意識の啓発

(施策の体系)



第2章 交通安全意識の啓発

1 基本的な考え方

ちょっとした不注意や軽い気持ちでの交通ルール無視など、交通安全意識の欠如やモラルの低下が交通事故につながります。第1章に掲げた道路・交通安全施設等の道路交通環境の整備についても、交通安全意識の高揚とあいまってこそ、初めてその効果を発揮するものです。交通事故の更なる減少を図るうえで、交通安全教育を普及徹底することは最も基本的で重要な課題です。

交通安全教育の普及徹底にあたっては、人命尊重の理念に基づいて、区内に住み集う全ての人々が自他の健康と安全を願い、交通事故を未然に防ぐ環境を醸成していく必要があります。一人一人が、生命の大切さと他人への思いやりの気持ちを持って、自ら交通安全意識の向上に努め、進んで交通ルール・マナーを守り、危険を予知し、回避する能力・習慣を身につけられるように配慮しなければなりません。

そのため、高齢者、子供、身体障害者など様々な年齢層や身体状況等に応じた的確かつ確実な交通安全教育を推進いたします。また、家庭、学校、職域など地域社会における交通安全意識の高揚を図るとともに、広報啓発活動の充実・強化に努めていきます。

2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(1) 高齢者に対する交通安全教育

ア 警察署の取組

歩行中又は自転車乗用中に信号無視や禁止場所横断等の交通違反を行う高齢者のほか、身体機能の低下等により交通上の危険が認められる「交通安全ヒヤリ高齢者」を対象に現場での指導を徹底するほか、加齢に伴う身体機能の変化、高齢者の事故実態等を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、夜間における交通事故を防止するため反射材用品の普及・活用の促進を図ります。

また、高齢者クラブ等による自主的な交通安全活動を促進するため、交通安全教育指導者の育成を図るとともに、高齢者クラブに加入していない高齢者や独り暮らしの高齢者に対しては、個別訪問により交通安全の呼びかけを積極的に推進し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。

(警察署)

イ 区の取組

「区のおしらせ ちゅうおう」への記事掲載、ケーブルテレビや中央エフエム・ラジオシティの放送、高齢者施設におけるポスターの掲出など、あらゆる場や機

会を捉えて日常的な交通安全の啓発活動を行うとともに、敬老大会、高齢者クラブ代表者会や、保育園等の保護者会などにおいて、管轄の警察署と協力し、参加・体験・実践型を取り入れた重点的な交通安全教育を実施します。また、中央区民カレッジにおけるシニアコース受講生に対して、会場への行き帰り等における交通安全についての呼びかけを行います。

(区民部・区福祉保健部・区環境土木部)

(2) 学校等における交通安全教育

幼稚園・学校における交通安全教育は、教育活動全体を通じて行うことを基本とし、主に特別活動としての学級活動、学校行事および日常の登下校・登降園時に行う実践的な指導を中心に、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、計画的・継続的にを行います。あわせて、保育園・児童館等の児童関係施設においても、子供や保護者に対する交通安全教育を行います。

また、学校・家庭・地域社会・関係機関相互の有機的な連携を深めるとともに、学校や地域の実情に応じて、連絡協議会等を開催し、交通安全教育に関する指導体制と指導内容の一層の整備充実を図ります。

(区教育委員会)

ア 幼稚園

実践活動を通して、交通安全の望ましい習慣の形成や安全に行動できる態度や能力の育成に努めます。また、家庭の協力を得て、交通安全に関する初歩的・基本的なきまりを理解させるような指導を行います。

(区教育委員会)

イ 小学校

安全な歩行や正しい横断の仕方、自転車や遊具の正しい利用法、身近な交通安全や交通法規などの理解を通して、安全な生活を営むことができる態度や能力の育成に努めます。交通安全に関する単なる知識や技能の習得にとどまることなく、実地指導を通して交通安全についての具体的な方法や判断力を身につけ、実践できるよう、体験的な指導の充実を図ります。

自転車安全利用五則(※)を活用するなど、正しい交通ルールやマナーに関する交通安全教育を修了した児童には、交通安全教育修了証を交付します。

※ 自転車安全利用五則 ― 自転車を安全に利用するためのルール車道が原則、歩道は例外など5項目

(警察署・区教育委員会)

ウ 中学校

自転車を利用する機会が増え、交通事故の当事者となることも多いことから、スケアード・ストレイト方式（※）による自転車安全教育など、交通違反をした場合の具体的な危険や、加害事故時の責任の重大性を明確にイメージできる手法により、交通ルールの遵守意識の醸成を図るとともに、交通事故の際の応急救護措置、刑事罰および損害賠償等の内容を取り入れた自転車教室を実施するほか、実践的な活動を通して、交通社会の一員としての責任と自覚を高め、将来に向かって自他の安全を確保できる力を身につけられるよう指導の充実を図ります。

※ スケアード・ストレイト方式 — 自転車事故の恐怖と責任を体験させるための、スタントマンによる交通事故再現

（警察署・区環境土木部・区教育委員会）

エ 保育園・児童館・子供の居場所（プレディ）等

保育園児に対しては、日常の保育活動や遊びを通じて、交通安全に関する初歩的・基本的なきまりを理解させるとともに、遠足等の園外保育において実地に安全指導を行うほか、警察官による交通安全指導を行います。

園児の保護者に対しては、園児の送迎時などの機会に交通安全意識の普及を図ります。

児童館および子供の居場所（プレディ）を利用する児童等に対しては、日常の活動の中で注意を喚起するほか、警察官による交通安全指導を行います。

（警察署・区福祉保健部・区教育委員会）

オ 園児・児童等に対する交通安全用品等の配布

（ア） 幼児向け絵本の配布

保育園および幼稚園での交通安全教育を補助し、幼児に対する家庭での交通安全教育を促進するため、幼児が屋外で活動することの多くなる夏休み前に、区内の保育園児および幼稚園児を対象に「こうつうあんぜんのえほん」を配布します。また、あらゆる機会を活用して出前型の交通安全教室を実施して行きます。

（区環境土木部）

（イ） 交通安全用ランドセルカバーの配布

新入学児童に対して交通安全用ランドセルカバーを配布し、交通安全意識の普及と交通事故の防止を図ります。

（区環境土木部）

(3) 運転者に対する交通安全教育

地域・職域等における運転者講習会を積極的に開催するとともに、交通関係団体と連携し、効率的な交通安全指導を実施します。

また、企業内で運転者教育に携わる安全運転管理者等が専門的な知識・技能を修得するため、安全運転中央研修所等における研修を奨励し、実践的かつ体験的な運転者教育を推進します。

(警察署)

(4) 横断歩行者の安全確保に関する教育

あらゆる機会を通じて、運転者に対して横断歩道手前の減速義務や横断歩道における歩行者優先等の交通ルールについて、再徹底を図るための交通安全教育を推進します。

また、歩行者に対しては横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。さらに、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

(警察署)

(5) 自転車利用者に対する交通安全教育と安全利用の推進

各年代（中学・高校生、大学生、社会人）の利用者に対して、具体的な自転車に関与した事故の発生状況や特徴、自転車の交通ルールに違反した者に対する刑事上の責任、民事上の損害賠償責任等の内容を中心とした交通安全教育や啓発を推進します。

また、安全利用のルールやマナーを浸透させるため、子供から高齢者まで様々な世代を対象に、関係機関等と連携して、シミュレーター等の体験機器を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進します。

交通ルールの遵守とマナーの啓発のため、関係機関・団体等と連携し、各種媒体の活用や自転車安全教室、交通安全キャンペーン等を通じて、自転車安全利用五則の周知徹底を図ります。

また、自転車安全整備店において整備を受けた自転車に貼付される TS マーク（付帯保険）を取得した区民への助成事業を継続し、自転車の定期的な整備を促すとともに、自転車損害賠償保険等への加入義務化について広報啓発活動を推進します。

(警察署・区環境土木部)

(6) 二輪車運転者に対する交通安全教育

二輪車運転者に対しては、二輪車は、体で安定を保ちながら走行し、停止すれば安定を失う構造上の特性や、他の自動車の運転者からは見えにくいこと等を踏まえ、乗

車用ヘルメットおよびプロテクター等の安全装置の必要性や原動機付自転車の右折方法など、二輪車の運転に必要な知識に加え、運転の熟練度に応じた車種選定、バランスを保持するための運転技能の向上など、交通事故を防止するために必要な事項を習得させるなどの交通安全教育を推進します。

(警察署)

(7) 身体障害者に対する交通安全教育

身体障害者の安全な通行方法等に関する交通安全教育を行います。

また、身体障害者の関係機関・団体等と相互に連携を図り、手話等による交通安全教育を積極的に推進して、身体障害者の交通安全意識の高揚を図ります。

(警察署)

(8) 外国人に対する交通安全教育

風俗習慣の違いや各国法の違いから生じる戸惑いを解消するため、外国語による交通安全教育用パンフレット等を配付するとともに、基本的な交通ルール等の習得に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

(警察署)

(9) 「新しい日常」に対応した交通安全教育の推進

交通安全教育にあたっては、従前の取組に加え、オンラインでの講習や動画を活用した学習機会の提供、警視庁ウェブサイトやSNS等各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進します。

(警察署・区環境土木部)

3 地域における交通安全意識の高揚

(1) 地域の交通安全組織の拡大と育成

交通安全意識を社会のすみずみまで普及浸透させていくため、交通ボランティアの効果的運用はじめ、学校、事業所、町会等の連携により、地域の交通安全組織を拡大・充実させるとともに、これらの組織の自主的活動を促して安全教育活動を積極的に推進します。

ア 高齢者対策

高齢者に対する安全教育活動等を地域ぐるみで推進するとともに、資器材等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育によって、高齢者が加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、安全な行動をとることができるような指導に努めます。

警察職員や地域交通安全活動推進委員・高齢者交通指導員が高齢者宅を訪問し、個別に交通安全教育を行うほか、キャンペーン等を通じてワンポイントアドバイスを推進するとともに、交差点等における高齢者の保護誘導活動を推進します。

(警察署)

イ 子供対策

- (ア) 交通少年団BAGS（バッグス）への加入を促進するため、交通母の会・母の会等の会員加入を積極的に推進し、組織拡大を図るとともに、団員への交通安全教育、活動上の助言・指導を通じて交通安全意識の普及浸透を図ります。
- (イ) 地域交通安全協会等の拡充促進と積極的な活動の支援および小学校等と連携を密にし、通学路点検や交通安全意識の普及浸透を図ります。
- (ウ) 道路はその性質上、不特定多数の車両や歩行者が通行することを前提とした場所であり、そのような場所において遊具を使用することは交通事故を惹起するおそれがあることを、子供や保護者等に対して広報啓発を推進します。

(警察署・区環境土木部)

ウ 若年者対策

- (ア) 所轄地域の高等学校との連絡を密にし、二輪車の実技指導や交通安全講習会等を積極的に推進します。
- (イ) 交通安全協会の二輪車部会・青年部会の組織の活性化を推進し、団体活動を通して交通安全意識の高揚を図ります。
- (ウ) 東京二輪車安全普及協会が行う二輪車の安全と防犯を目的とした制度「グッドライダー・防犯登録」の普及浸透を支援するとともに、制度普及のために地域二輪車販売店で組織する「グッドライダー・防犯登録推進協議会」など組織化されたグループの活性化を図ります。
- (エ) 二輪車関係団体等と連携した、二輪車実技教室の充実強化と参加の推奨を実施します。

(警察署)

エ 自転車利用者対策

自転車関係組織の拡大と活動の促進を図り、関係機関・団体等と連携し、自転車安全教室、自転車の安全な乗り方コンテスト、子供自転車大会・自転車街頭点検整備、自転車安全利用指導啓発隊BEEMS（ビームス）等による活動を通じて、自転車の正しい利用を促進して、自転車事故の防止を図ります。

また、地域ボランティア、地域住民、交通少年団BAGS（バッグス）等と連携し、自転車の正しい通行方法、マナー等に関する「自転車安全利用五則」の周知徹底を図

ります。

(警察署・区環境土木部)

オ 交通安全協会の活動に対する支援

区内の各交通安全組織の核になっている交通安全協会との連携を密にし、交通安全協会の活動を積極的に支援し、交通安全協会の活性化による地域における交通安全意識の高揚を図ります。

(区環境土木部)

(2) 地域・家庭における交通安全教育活動の推進

ア 職域への取組

職域においては、事業所を中心とした各種安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者・運行管理者等の講習会を通じ、職場における交通安全教育活動を推進し、職域における交通事故防止を図ります。

(警察署)

イ 家庭への取組

家庭において、親が中心となって交通の身近な話題を取り上げ、家庭で交通安全についての話合いが行われるよう、交通安全協会、母の会等の組織を通じて情報の提供を行い、交通ルール・マナーの普及浸透を図ります。

(警察署・区民部)

ウ 学校への取組

小学校・幼稚園においては、登下校時などを活用し積極的に実践的な交通安全教育を実施するとともに、教員等に対しては、子供目線に立った交通安全教育活動の推進について協力を依頼します。

(警察署・区教育委員会)

エ 地域への取組

地域においては、町会・自治会等を単位とした各種講習会を実施するほか、交通安全協会等交通関係団体の活性化と指導者の育成を図り、交通安全教育が的確に行われるよう計画的な運用に努めます。

(警察署)

(3) 地域ぐるみの交通安全運動の推進

ア 交通安全運動

区民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図るため、行政機関・交通関係団体・事業所・地域住民等が一体となって、春・秋の中央区交通安全運動・TOKYO交通安全キャンペーン等を実施します。

運動期間中には、区内各地域の地域性と伝統に根ざした各種行事等を実施し、地域住民・事業所等の積極的な参加を得て、自主的な交通安全意識の高揚と規範意識の向上を図り、広く区内外に対しても交通安全を訴えていきます。

(警察署・区環境土木部)

イ 「交通安全日」

原則として、毎月10日を「一日交通安全運動の日」とし、地域・職域・学校・家庭ぐるみで、管内の実態に即した交通安全活動を推進し、安全思想および駐車マナーの普及浸透に努めます。

(警察署・区環境土木部)

ウ 「トワイライト・オン運動」等の推進

薄暮時間帯（日没の前後それぞれ1時間）の交通事故を防止するため、車両（自転車を含む）の前照灯の早めの点灯（トワイライト・オン運動）や反射材用品の活用等の運動を推進します。

(警察署)

エ 暴走族追放強化期間

暴走族追放強化期間を設定し、暴走族追放気運の高揚や若者の交通安全意識の向上等を図り、暴走行為の追放を推進します。

(警察署)

4 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化

(1) 多様な広報媒体による広報活動の充実強化

区民一人一人に交通安全意識の普及徹底を図り、交通安全の実践を定着させるため、広報紙、ホームページやSNS、ポスター・チラシ、懸垂幕・横断幕、デジタルサイネージ、視聴覚教材、ケーブルテレビ、中央エフエム・ラジオシティのラジオ放送等の広報媒体や「中央区交通安全のつどい」等の行事・各種会合などあらゆる機会を捉えて効

果的な広報活動を推進します。

(警察署・区環境土木部)

(2) 「中央区交通安全のつどい」等行事の拡充

中央区交通安全運動に際しての各種合同キャンペーンや「中央区交通安全のつどい」等の内容の充実を図るとともに、国・東京都・警視庁等との共催行事などを積極的に実施し、交通安全意識の一層の高揚を図ります。

(警察署・区環境土木部)

(3) 薄暮時および夜間の交通安全対策の推進

薄暮時（日没の前後それぞれ1時間）や夜間における自転車・歩行者の交通事故を防止するため、スポークリフレクターやシール式反射材の活用、特に高齢者に対して外出時の目立つ色の服装の着用について、広報啓発活動を強化します。

(警察署)

(4) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の取締りを強化するとともに、「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」をはじめとする各種キャンペーンや各種媒体を活用した広報啓発活動を通じて、飲酒運転の危険性や飲酒運転に起因する交通事故の実態を周知するなど、広く飲酒運転根絶を呼びかけます。また、酒類提供店等に対してはチラシ配付やポスター等の掲示、「ハンドルキーパー運動」(※)を積極的に広報するなど、飲酒運転をさせない気運を醸成し、飲酒運転の根絶を目指します。

※ ハンドルキーパー運動 — 自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人を（ハンドルキーパー）を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動

(警察署・区環境土木部)

(5) 全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の推進

広報紙、ポスター・チラシ等の各種広報媒体を積極的に活用し、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と着用効果およびチャイルドシートの正しい着用の徹底を推進します。

また、交通安全教材、体験型普及啓発用教材の活用およびチャイルドシートの装着講習会等を通じて、体験的な交通安全教育を推進するとともに、関係機関・団体との連携を密にし、チャイルドシートの普及促進を図ります。

特に、妊産婦や乳幼児の母親等の待ち時間を利用したビデオ・チラシ等による広報など、乳幼児に係わる区の事務事業において、チャイルドシートの広報啓発活動に努めます。

(警察署・区環境土木部)

(6) 自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動の推進

自転車事故で死亡した人の多くが、頭部に致命傷を負っていることから、自転車用ヘルメット着用の重要性について、各種媒体を活用した広報啓発を推進するほか、関係機関と連携した交通安全教育、各種キャンペーン等を通じて、社会全体におけるヘルメット着用の気運醸成を図ります。

特に、次世代を担う子供のかげがえのない命を守るため、関係機関・団体等と連携し、保護者等に対して子供用ヘルメットの着用など、その安全対策の必要性について、各種会合等様々な機会を捉えて周知徹底を図ります。

(警察署・区環境土木部)

(7) 運転中の携帯電話等の不使用等の徹底

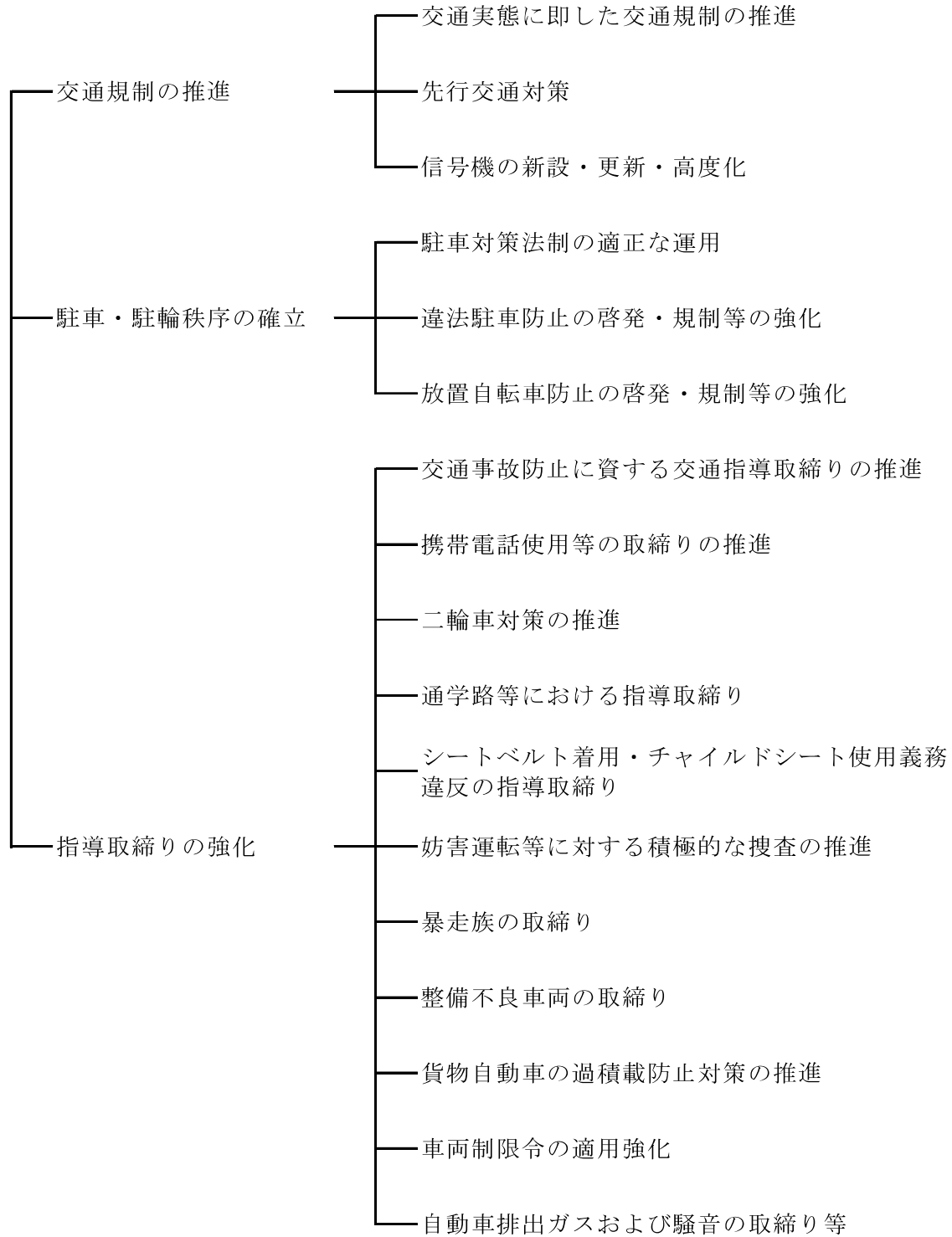
運転中に携帯電話等を使用することは重大な事故につながり得る極めて危険な行為であることから、自動車運転中の「ながらスマホ」の危険性と罰則強化に関する広報啓発を推進し、その不使用の徹底を図ります。

また、「ながらスマホ」が事故を誘発する危険があるのは、自転車乗用中や歩行中の場合も同様であることから、各種媒体を活用した広報啓発を推進するとともに、関係機関と連携したキャンペーン等を通じて、自転車利用者や歩行者に対する「ながらスマホ」の危険性・迷惑性の周知徹底を図ります。

(警察署・区環境土木部)

第3章 道路交通秩序の維持

(施策の体系)



1 基本的な考え方

道路交通の安全と円滑な交通を確保するためには、交通実態に即した交通規制と交通違反などに対する適切・効果的な指導取締りが重要です。そのため、路線別・地点別等交通実態に応じた交通規制を実施し、また、駐車・駐輪秩序を確立するとともに、重大交通事故の原因となっている悪質危険な交通違反等の指導取締りを強化します。特に、高齢者等の交通弱者を車両の通行から分離するための交通規制や信号機の整備・改善、横断歩行者妨害等の交差点違反、二輪車および自転車の危険・迷惑な走行に対する指導取締りの強化等を重点に、年々変化する都心の道路交通情勢に即した対策を速やかに実施します。

2 交通規制の推進

過密化・輻輳化した道路交通を効果的に処理し、交通の安全や道路利用者の利便性・快適性を高める交通管制システムの重要性は益々高まっています。

これまで、交通実態に即した規制の見直しや道路標識・道路標示の整備、交通管制システムの高度化や信号機の新設・更新等を実施してきました。今後も、交通実態に対応した交通規制を実施するとともに、道路標識の大型化・超高輝度化や道路標示の高輝度化に努め、信号機のLED化や交通管制システムの高度化を図り、交通の安全や道路利用者の利便性の向上に努めます。

(1) 交通実態に即した交通規制の推進

ア 路線（地点）・地域対策

幹線・準幹線道路等の交通の安全と円滑を図るため、交通規制の見直し、信号調整など交通事故防止対策と渋滞緩和対策を総合的に実施します。

また、幹線・準幹線道路に囲まれた地域内道路については、交通規制の見直しや交通安全施設の整備により通過交通を抑制したり、歩行者と車両を分離するなどの交通事故防止対策を個別に実施します。

（警察署・区環境土木部）

イ 高齢者対策

高齢歩行者や高齢ドライバーの立場から、より見やすくするために、道路標識の大型化・超高輝度化を図ります。また、高齢者をはじめとする歩行者対策として、裏通りにおいて、防護柵等の設置や路側帯の整備を進め、歩行者と車両の分離対策を交通管理者と道路管理者が一体となって推進します。

（警察署・区環境土木部）

ウ 二輪車対策

幹線・準幹線道路等の二輪車の交通量が多い交差点では、交差点流入部の右折車線と直進車線の間にゼブラ導流帯を設けるほか、右折誘導線の設置や進行方向別の通行区分規制等の対策を実施します。

また、カーブ地点では、中央線のワイド化、路側帯（外側線）の設置、減速表示、滑り止め舗装、視線誘導標の設置等の対策を実施します。

（警察署・区環境土木部）

エ 自転車対策

自転車の利用は、交通渋滞解消や環境保護の観点から、都市交通における役割が今後一層重要になると予想されます。自転車を当事者とする交通事故防止を図るため、「普通自転車歩道通行可」の規制区間など自転車の通行環境の整備を推進します。

（警察署・区環境土木部）

オ 抜け道対策

幹線・準幹線道路等の交通渋滞を避けて通過車両が生活道路などの狭い道路に集中し、学童の通学等に危険をおよぼしている箇所においては、通行禁止規制や一方通行規制、ゾーン30区域設定を行うなどして、通過車両を抑制する対策を講じます。

（警察署・区環境土木部）

(2) 先行交通対策

大規模再開発や大型店舗の建設、道路・鉄道等の整備については、地域の交通流（量）に大きな変化をおよぼす反面、交通基盤の整備改善を図る好機でもあることから、これらの計画を早期に把握するとともに、交通管理上必要な方策が計画的に盛り込まれるよう事業者等とあらかじめ調整を行うなど、先行交通対策を推進します。

（警察署・区環境土木部）

(3) 信号機の新設・更新・高度化

交通事故発生危険性が高い交差点等については、現場での見分を行い信号機の新設、感応制御、音響信号等、実情に応じた施設の整備を進めます。

（警察署）

3 駐車・駐輪秩序の確立

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因となり、また、放置自転車も歩行者や緊急車両の通行を妨害する原因となることから、解決しなければならない重要な課題です。

これまで、違法駐車に対する取締りを行うとともに、違法駐車抑止に向けた広報・啓発活動を実施してきました。また、自転車利用のルール確立のためのキャンペーンを展開してきました。今後も、駐車施設の整備や既存駐車場の有効利用のための施策を強化するとともに、放置自転車防止対策の一層の強化に努めます。

(1) 駐車対策法制の適正な運用

ア 使用者責任の追及等

駐車監視員制度による確認事務の適切かつ円滑な運用を図るとともに、放置違反金制度や車両の使用制限等の的確な運用により、運転者のほか使用者の責任追及を徹底し、違法駐車を抑止します。

(警察署)

イ 重点的取締り

悪質で危険性や迷惑性の高い違反に重点を置き、また、違法駐車の実態に応じて重点的に取締りを行う場所や時間帯などを定めた「取締り活動ガイドライン」に沿って、移動措置を含めた適切な取締りを推進し、良好な駐車秩序の確立に努めます。

(警察署)

(2) 違法駐車防止の啓発・規制等の強化

都心機能が集積する中央区では、商業地域等を中心に違法な路上駐車が多く、交通渋滞のみならず交通事故の原因やまちの景観を悪化させるなど、大きな問題となっています。違法な路上駐車を防止するため、駐車場の整備・拡充および有効活用とともに、様々な啓発・規制等を実施します。

ア 違法駐車車両の排除

「駐車対策強化日」および「特別取締り日」には、取締り重点地域・路線において、計画的かつ集中的な取締りを行うとともに、民間協力団体等と一体となった放置駐車クリア作戦を推進します。是正されずに違法駐車の発生源となっている事業所に対しては、自動車の使用者責任の追及を推進します。

(警察署・区環境土木部)

イ 地域実態に応じた駐車規制の推進

駐車が原因となって発生する交通渋滞や交通事故など、安全と円滑な交通への影響を的確に把握するとともに、地域住民等の要望等を踏まえ、都市交通機能の維持・向上とドライバーの利便性に配慮した駐車規制・解除等の見直しを推進します。

(警察署)

ウ 違法駐車抑止気運の醸成

地域交通安全活動推進委員の積極的・効果的な活動により、地域住民の違法駐車抑止気運の盛り上がりを図ります。特に、「駐車対策強化日」や「特別取締日」においては、関係行政機関・団体・地域住民等が一体となったキャンペーン・合同パトロール等を行い、地域ぐるみで違法駐車抑止気運を醸成します。

(警察署)

エ 違法駐車防止条例の運用

「中央区違法駐車等の防止に関する条例」の趣旨を普及徹底させるため、違法駐車等防止重点地域（銀座地区）において違法駐車等の防止に関する広報啓発および指導・助言活動を行います。

今後も駐車監視員による違反駐車確認標章の取付けと連携して、違法駐車防止に努めます。

(警察署・区環境土木部)

(3) 放置自転車防止の啓発・規制等の強化

自転車の利用については、今後も増加することが予想されるのに対し、区内は地価が高く、遊休地が少ないため、新たな駐輪場の建設は容易ではありません。

こうした状況の中、広幅員の歩道上への駐輪場整備や大規模再開発時の「中央区まちづくり基本条例」を活用した整備を進めるとともに、駐輪場が整備された区域への自転車放置禁止区域の指定や啓発・規制等の強化を図っていきます。

ア 広報啓発活動の拡充

関係機関・地域住民等が協力し、日常的な広報啓発活動を行うほか、幅広く関係機関・団体の協賛を得て「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を展開し、放置防止の広報啓発活動の拡充を図ります。

(区環境土木部)

イ 放置禁止区域内における措置

放置禁止区域内に放置された自転車については、即日撤去を行うとともに、放置禁止区域外も含め撤去した自転車に対する撤去・保管手数料の徴収を行うことで、自転車の放置の防止に努めます。

(区環境土木部)

ウ 放置禁止区域外における措置

放置禁止区域外に放置された自転車については、一定期間注意札・警告札を貼付した後撤去するなどの措置をとるとともに、特に、放置自転車の多い地域において平日の毎日、路上の通行を確保するための整理整頓を行います。

なお、整理整頓業務を行う地域については、放置自転車の実態を勘案し、適宜見直しを行います。

(区環境土木部)

エ 自転車リサイクルの推進

資源有効利用の観点から、区と区内の自転車商が組織する「中央区自転車リサイクル事業協力組合」が協力し、所有者が引き取らなかった放置自転車の中で再利用が可能なものを再生し、一般に販売する事業をさらに拡充します。

(区環境土木部)

4 指導取締りの強化

(1) 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進

交通事故実態等の緻密な分析に基づき、飲酒運転、無免許運転、速度超過や信号無視、横断歩行者妨害等の交差点違反等重大交通事故の直接又は主要な原因となっている違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

また、飲酒運転、無免許運転、又はこれらに起因する交通事故事件を検挙した際は、運転者の捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底し、酒類若しくは自動車等の提供罪、同乗罪等のほか、教唆・幫助行為等の確実な立件に努めます。

(警察署)

(2) 携帯電話使用等の取締りの推進

近年、携帯電話やスマートフォンの画像を注視していたことに起因する交通

事故が増加傾向にある情勢を踏まえ、携帯電話使用等に対する罰則を引き上げる改正法が令和元年12月1日に施行されました。携帯電話使用等は、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、指導取締りを推進します。

(警察署)

(3) 二輪車対策の推進

二輪車の重大事故が多発している路線を重点に、悪質・危険性の高い違反（速度超過・進路変更・割り込み等）への指導取締りを強力に実施するとともに、軽微な交通違反者に対しても、警告書を交付するなどして安全運転意識の高揚を図ります。

(警察署)

(4) 自転車利用者対策の推進

交通ボランティア、地域住民等と連携し、自転車の交通事故や通行方法が問題となっている地域・時間帯を中心に、自転車利用者に対する街頭指導および広報啓発を推進します。

また、交通ルールを守らない自転車利用者に対する、自転車指導警告カードおよび自転車安全マナーカード等を活用した街頭活動を強化するとともに、信号無視、一時不停止等悪質・危険な違反に対しては交通切符による取締りを実施します。

さらに、交通に危害を及ぼす悪質・危険な違反行為を繰り返す自転車利用者に対しては、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進します。

(警察署・区環境土木部)

(5) 通学路等における指導取締り

通学路等における子供の安全を確保するため、各警察署で重点通学路の登下校時間帯等を勘案し、通行禁止違反や横断歩行者妨害等の交通違反の指導取締りを推進します。

(警察署)

(6) シートベルト着用・チャイルドシート使用義務違反の指導取締り

全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用の徹底を図るため、指導取締りの強化と広報啓発活動に努めます。

(警察署)

(7) 妨害運転等に対する積極的な捜査の推進

他の車両等の通行を妨害する目的で行われる妨害運転等を認知した場合には、客観的な証拠資料の収集等を積極的に行い、妨害運転罪や危険運転致死傷罪（妨害目的運転）等のあらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な捜査を推進します。

（警察署）

(8) 暴走族の取締り

暴走族に対しては、小規模の集団走行であっても看過することなく、道路交通法のみならず、あらゆる関係法令を適用し、検挙の徹底を図ります。特に、悪質事犯については、被疑者の逮捕・車両の押収を行うなど強力な取締りを実施する姿勢で臨み、組織の弱体化・壊滅を図ることにより暴走行為の抑止に努めます。

また、暴走族の実態について積極的な広報活動を行うほか、関係機関・団体・学校との連携を強化して暴走族追放気運の高揚を図ります。

（警察署・区環境土木部）

(9) 整備不良車両の取締り

整備不良車両や不正改造車の走行は、道路交通秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染・騒音等により環境悪化の要因ともなっています。また、保安基準に適合していない自動車による爆音走行や公道上での競争行為等、危険・迷惑な行為を防止するため、関係機関と連携し指導取締りを実施します。

（警察署）

(10) 貨物自動車の過積載防止対策の推進

貨物自動車の積載超過は、重大交通事故の危険性が高く、加えて騒音・振動・道路損壊等の交通公害の原因となっていることから、過積載事犯の集中的かつ継続的な取締りにより、使用者の背後責任等を厳しく追及し、過積載運行の根絶を目指します。

（警察署）

(11) 車両制限令の適用強化

車両制限令違反車両および積載不适当車両に対しては、積荷重量の軽減や積載方法の是正の措置について日常的な指導を推進します。また、悪質な車両制限令の反復違反者等に対しては、関係法令の遵守を求めると同時に、講習会を実施し、違反の再発防止に努めます。

（警察署）

(12) 自動車排出ガスおよび騒音の取締り等

ア 自動車排出ガスに対する広報啓発および指導取締り等

都内においては、大気汚染物質の一つである窒素酸化物（ NO_x ）の約43%は自動車から排出されています。このため、二酸化窒素（ NO_2 ）の環境基準の達成を目指して実施する「アイドリング・ストップ運動」や自動車使用の抑制、低公害車の普及促進等について、ポスター・懸垂幕・ステッカー等により広報啓発を行うほか、区内主要道路における自動車排出ガス（ NO ・ NO_2 、 SPM ）調査および事業所等に対する自動車使用抑制の要請などを推進します。

また、一酸化炭素（ CO ）・炭化水素（ HC ）の濃度、ディーゼル車の黒煙排出、自動車等の排気音について関係機関と連携して街頭検査を実施し、違反の指導取締りを推進します。

（警察署・区環境土木部）

イ 騒音の取締り等

二輪車排気音に対する街頭検査を実施し、取締りを推進します。区内主要道路において、自動車騒音調査および道路交通振動調査を実施し、自動車騒音および振動の現状把握とその対策に役立てます。

（警察署・区環境土木部）